

平成27年4月24日

各 位

会 社 名 株式会社 重松製作所
代表者名 取締役社長 重松 宣雄
(JASDAQ・コード7980)
問合せ先
役職・氏名 取締役副社長兼管理本部長 森田 隆
電話03-6903-7535

内部統制システム整備の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月24日開催の取締役会において、内部統制システム整備の基本方針の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①全取締役及び使用人は、コンプライアンス規定に基づき、法令、定款及び各種社内規定を遵守して職務を執行するとともに、社内全部署で定期的にコンプライアンス遵守状況の確認を行い、社内コンプライアンス体制の整備に努める。
 - ②全取締役及び使用人は、コンプライアンス行動規範に基づき、社会的責任及び企業倫理を尊重して行動するとともに、反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
 - ③コンプライアンス違反行為の早期把握及び早期是正を目的として、内部通報規定を整備している。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、各種社内規定に基づき、適切・確実に、かつ検索及び閲覧が可能な状態で定められた期間、保存・管理している。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①経営に重大な影響を及ぼす恐れのある損失の危険を的確に判断するため、リスク管理に関する社内規定の整備に努める。
 - ②次の国際標準のマネジメントシステムを継続的かつ効率的に運用することで、品質及び環境に対するリスクの極小化を図る。
 - ・品質マネジメントシステムISO9001
 - ・環境マネジメントシステムISO14001
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①常勤取締役で構成する常勤取締役会を原則月1回開催し、各事業本部・部の業務執行上の主要な事項について、タイムリーな審議・意思決定を行うとともに、取締役会に諮る必要のある重要事項については、取締役会に上程している。
 - ②取締役会は、全社経営機能を担う機関として、経営戦略・業務戦略等の重要な意思決定や、各事業本部・部の重要事項の決定を迅速に行うとともに、その業務執行に対する効率的な監督を行っている。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役が充実した監査を行うために補助使用人を必要とする場合には、監査役の要請により、その職務の執行を補助する要員を任命する。
 - ②当該要員の人数、具備すべき能力等は、監査役と協議のうえ決定する。
 - ③当該要員が監査役補助職務を遂行する場合は、監査役以外の指揮命令を受けない。
 - ④当該要員の任命、評価等については、監査役の事前の同意を得る。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ①取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項については、遅滞なく監査役に報告する。また、報告をした取締役及び使用人に対しては、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
 - ②監査役は、取締役会や常勤取締役会等の重要な会議に出席して、経営上の重要事項について報告を受けるとともに、取締役の重要な意思決定プロセスや職務執行状況を把握し、必要に応じて意見を述べることができる。
 - ③監査役は、重要な意思決定に係る会議の議事録や稟議書類等を随時閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して説明を求めることができる。
7. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務の執行により生ずる費用または債務の処理に係る所要の費用請求等を受けた時は、監査役職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。
8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査役は、コンプライアンス室の監査結果報告を定期的を受けて意見交換を行うとともに、必要に応じて、監査方針・内容等をコンプライアンス室と協議している。
 - ②監査役は、会計監査人から監査状況及び結果の報告を定期的を受けて、意見及び情報の交換を行っている。
 - ③監査役は、監査にあたり必要と認める場合には、自らの判断で顧問弁護士等の社外の専門家の意見を求めすることができる。

以 上